

⑥ 海外旅行保険のご説明

2017年12月22日～2018年12月21日出発用

(注) 被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

お支払いする保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます)。	傷害死亡保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。 ! 同一のケガにより、すでに支払われた傷害後遺障害保険金がある場合は、下記の額をお支払いします。 お支払い額＝傷害死亡保険金額－すでに支払われた傷害後遺障害保険金の額	たとえば、 ①ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、その他変乱(*1) ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒酔・薬等を服用しての運転中に生じた事故によるケガ
傷害後遺障害保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。	(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の3%～100% ! お支払い額は、保険期間を通じて合計で傷害後遺障害保険金額が限度となります。	⑥けんかや自殺、犯罪行為を行うこと ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑧旅行開始前または終了後に発生したケガ (*1)戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
治療・救済費用保険金	<p>●治療費用部分</p> <p>①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合。 ②海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合(*2)。 ③海外旅行中に感染した特定の感染症(*3)がもとで、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。 (*2)旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りません。 (*3)コレラ、ペスト、天然痘、麻疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺炎候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。</p> <p>●救済費用部分</p> <p>①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。(事故により直ちに死亡された場合を含みます。) ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上続けて入院された場合。(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限りません。) ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合。 ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。 ⑤乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等</p> <p>●共通のご注意</p> <p>お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などについて、治療・救済費用保険金額が限度となります。また、次のa. b. の費用がお支払いの対象となり、c. はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者(保険の対象となる方)が診療機関に直接支払った費用。 b. 海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用。 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険などから支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分。</p>	<p>●治療費用部分</p> <p>下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の①～③、⑥、⑦については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限りません)。 (注)日本国外においてカiproラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ①医師・病院に支払った診療・入院関係費用。(緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示で静養する場合の宿泊施設客室料などを含みます。) ②治療のために必要になった通訳雇入費用、交通費。 ③義手、義足の修理費。(ケガの場合のみ) ④入院のため必要になった a. 国際電話料等通信費、b. 身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、b1については5万円、aとb合計で20万円を限度とします)。 ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費。(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用。</p> <p>●救済費用部分</p> <p>ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額。(救済者3名分まで) ①捜索救助費用。 ②救済者の現地までの往復航空運賃などの交通費。(救済者3名分まで) ③救済者の宿泊施設の客室料。(救済者3名かつ1名につき14日分まで) ④救済者の渡航手続費、現地での諸雑費。(合計で20万円まで) ⑤現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます)。 ⑥運体処理費用。(100万円まで)</p>	<p>上記①～④、⑥に加え、たとえば、 ・無免許・酒酔・薬等を服用しての運転中に生じた事故 ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気の治療費用 ・歯科疾病 ・旅行開始前または終了後に発生したケガ ・旅行開始前に発病した病気(疾病に関する応急治療・救済費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。) ・むちうち症・腰痛その他の症状で他覚症状のないもの</p>
応急治療・救済費用保険金(保険期間31日以内の場合のみ)	<p>●治療費用部分</p> <p>海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。)*が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化(*9)により医師の治療を受けられた場合。</p> <p>●救済費用部分</p> <p>海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。)*が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化(*9)により3日以上続けて入院された場合。 (*9)海外旅行中に生じることに被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。 (注)対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険ハンドブック」をご確認ください。</p>	<p>●治療費用部分</p> <p>実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額。</p> <p>●救済費用部分</p> <p>ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額。 たとえば、 救済者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救済者3名分まで) 救済者の宿泊施設の客室料(救済者3名かつ1名につき14日分まで)</p> <p>●共通のご注意:</p> <p>! 治療費用部分・救済費用部分のお支払い額は、1回の病気につき合計で300万円限度となります。ただし、治療・救済費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救済費用保険金額を限度とします。 ! 医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限りません。また、住居(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)*帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。</p>	<p>たとえば、 ・旅行終了後に治療を開始した場合 ・治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合 ・海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。) ・旅行中も支出することが予定されていた次の費用。 たとえば、 ・透視、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他の器具の継続使用に関わる費用 ・インスリン注射その他の薬剤の継続使用に関わる費用 ・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用 ・あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 ・臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用 ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ・毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用 ・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用</p>
疾病死亡保険金	①海外旅行中に病気で死亡された場合。 ②海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(*2)。 ③海外旅行中に感染した特定の感染症(*3)によって、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。	疾病死亡保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。	上記①～④、⑥に加え、たとえば、 ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気 ・歯科疾病

<p>留学生 賠償責任危険</p>	<p>海外旅行中に日常生活に起因する事故、または住宅(※4)の所有、使用または管理に起因する事故で他人にケガをさせたり、他人の者(※5)に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合。 (※4)住宅とは? 被保険者(保険の対象となる方)の留学または旅行のための宿泊施設もしくは居住施設をいいます。 (※5)レンタル会社よりご契約者または被保険者が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(セイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)、居住施設(部屋内の動産を含みます。)(※6)を含みます。 (※6)居住施設の損害のうち、次の損害については、火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあられ水による水濡れにより与えた損害のみお支払の対象となります。 ・建物またはマンションの戸室全体を貸借している場合の部屋(部屋内の動産を含みます。) ・部屋以外の損害</p>	<p>損害賠償金額。 ! 1回の事故について、留学生賠償責任保険金額が限度となります。 (注1)損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。 (注2)損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 (注3)被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払の対象となります。 【ご注意】保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。ご契約者を通じて、日本にて保険金請求の手続きをお願いします。</p>	<p>上記③、④に加え、たとえば、 ・ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)の故意・職務遂行またはアルバイト業務に関する賠償責任(仕事上の賠償責任) ・航空機、船舶(※7)、車両(※8)、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ・受託品に関する賠償責任((※5)で含める物はお支払いの対象になります。) ・親族に対する賠償責任 (※7)ヨット・水上オートバイは保険金お支払いの対象となります。 (※8)レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービル等は保険金お支払いの対象となります。</p>
<p>留学生 生活用動産損害</p>	<p>海外旅行中に生活用動産(※9)が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けた場合。 (※9)生活用動産とは? 被保険者(保険の対象となる方)が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りた携行品(カメラ、カバン、衣類等)または被保険者の宿泊・居住施設に保管中の物をいいます。 ただし、現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データ、ソフトウェア等の無体物、サーフィン等の運動を行うための用具等および別送品の損害は含みません。</p>	<p>携行品または宿泊・居住施設保管中の物1個、1組または1対あたり10万円を限度とした損害額。(※10) ! 乗車船券、航空券などについては合計5万円を限度とします。 ! 同一保険年度内の事故に対して、留学生生活用動産損害保険金額を限度とします。 (※10)損害額とは? 修理費または購入費から減価償却した時価額のいずれか低い方をいい、運転免許証については再発給手数料、旅券については5万円を限度に再取得費用(現地にて負担した場合に限ります。交通費、宿泊費を含みます。)をいいます。 (注1)損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 (注2)スーツケース修理サービスをご利用いただくことで保険金のお支払いにかなえることができます。サービスの詳細内容については「海外旅行保険ハンドブック その1「基本編」」をご確認ください。 【ご注意】保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。ご契約者を通じて、日本にて保険金請求の手続きをお願いします。</p>	<p>上記①～⑤に加え、たとえば、 ・置き忘れまたは紛失 ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押さえ、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊はお支払いの対象となります。) ・ガラス器具、陶磁器、美術、骨製品の損壊(※11) ・温度変化・湿度変化によって生じた損害、管球類に生じた損害、液体の流出(※11) (※11)火災、落雷、爆発や台風、豪雨等の風水災または盗難等による損害はお支払いの対象となります。</p>
<p>航空機寄託 手荷物 保険金 (※12)</p>	<p>被保険者(保険の対象となる方)が乗客として搭乗する航空機の到着後6時間以内に、航空会社に運搬を委託した手荷物が目的地に届かず、衣類、生活必需品、やむを得ず必要となった身の回り品の購入費の負担を余儀なくされた場合。 (※12)「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指します。</p>	<p>実際に支出した費用。(負担することを予定していた金額を除きます。) ! 1回の事故について10万円が限度となります。ただし、お支払いできるのは目的地に到着後、96時間以内に負担した費用に限ります。手荷物の到着以降に支払った費用に対してはお支払いできません。 【ご注意】保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p>	<p>上記①～④に加え、たとえば、 ・ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の法令違反 ・保険金受取人の法令違反 ・地震、噴火またはこれらによる津波</p>
<p>航空機遅延 保険金 (※13)</p>	<p>①搭乗予定航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、連休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻(着陸地変更が生じた場合には着陸した時刻をいいます。)から6時間以内に代替機が利用できない場合。 ②搭乗した航空機の遅延等により、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合。 (※13)「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。</p>	<p>被保険者(保険の対象となる方)が実際に支出した宿泊施設の客室料、食事代、交通費、国際電話料等通信費、渡航先での各種サービス取消料等のうち社会通念上妥当と認められる金額。 ! 渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)、左記②の場合は乗継地において負担した費用に限ります。 ! 1回の事故について2万円を限度とします。 【ご注意】保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p>	<p>上記①、②に加え、たとえば、 ・保険料領取前または海外渡航期間開始前に配偶者または2親等以内の親族が入院された場合など、死亡・危篤の原因となる病気が発生していた場合 ・死亡・危篤の原因となるケガもしくは病気または航空機・船舶の遅延・行方不明が発生した時以前に購入または予約がなされた航空券等を利用して一時帰国された場合</p>
<p>緊急一時帰国費用 (保険期間3ヶ月超の場合のみ)</p>	<p>被保険者(保険の対象となる方)が海外渡航期間中(一時帰国している期間を除きます。)、に、被保険者の配偶者もしくは2親等以内の親族の死亡・危篤または搭乗航空機・船舶の遅延・行方不明により、被保険者が一時帰国された場合。 ! 上記の原因が生じた日からその日を含めて10日を経過した日までに一時帰国され、かつ、帰国した日からその日を含めて30日以内に再び海外の滞在地に戻られた場合に限られます。 同一原因により複数回帰国された場合は、2回目以降の帰国費用はお支払いできません。ただし、同一配偶者・親族の危篤により2回以上帰国された場合で、2回目の一時帰国より30日以内に死亡された場合の2回目の一時帰国費用については保険金お支払いの対象となります。</p>	<p>ご契約者または被保険者が支出した下記の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額。 ! 1回の帰国について緊急一時帰国費用保険金額が限度となります。 ①往復の航空運賃等の交通費。 ②一時帰国行程、一時帰国地における宿泊施設の客室料(14日分まで)および諸雑費(通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費等)。ただし、1回の帰国について、合計して20万円を限度とします。 【ご注意】ご契約者または被保険者が勤務先の慶弔規程等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額になります。</p>	<p>上記①、②に加え、たとえば、 ・保険料領取前または海外渡航期間開始前に配偶者または2親等以内の親族が入院された場合など、死亡・危篤の原因となる病気が発生していた場合 ・死亡・危篤の原因となるケガもしくは病気または航空機・船舶の遅延・行方不明が発生した時以前に購入または予約がなされた航空券等を利用して一時帰国された場合</p>